

万葉集平安後期成立説を疑う

水 島 義 治

はじめに

「万葉集は奈良時代の末から平安の初頭にかけて、大伴家持とその周辺の人々によって全二十巻、現万葉とほぼ等しい形ができあがった」という通説を否定し、「現万葉二十巻の成立は十一世紀後半」であるとす山口博士の主張は、資料を博搜・渉獵し、然もそれを縦横無尽に駆使しての緻密・精細な立論であって、全く敬服のほかはない。

万葉の研究者は、ともすれば無意識のうちに、「万葉集」は上代のものであるとし、「万葉集」からのみ、「万葉集」を見詰め、上代からのみ万葉集を見るところという弊に陥り易いだけに、とくに、「平安から上を見上げよう」という視点に立って、真正面から万葉集の形成・成立の

問題に取組み、「現万葉集二十巻の成立は十一世紀後半」という結論を出されたことはまさに注目に値する。

山口氏は「平安時代の中頃」「平安朝の中頃」といふ言い方もしているが、十一世紀後半、あるいは十一世紀末——氏の言われる十一世紀後半というのは、具体的には、「後捨遺集」の成った応徳三年（一〇八六）を、さほど溯らぬ時期をさすものの如くである——と言えば、平安時代中期というよりは寧ろ平安時代後期とすべきであると思うが、いずれにせよ「万葉集」収載歌の最後の歌である「新しき年の始めの初春の」（天平宝亨三年（七五九）正月一日、因幡の国序に於ける饗宴の歌）よりも三〇〇年以上も後のことである。

最終・最後の収載歌より三世紀以上もの長い時間を経て、然も仮名文字によって国語の表現が自由になされる

時代に、全巻すべて漢字をもって表記されている二十巻より成る歌集が成立したという結論は、私などの到底考え及ぶことではなく、又よしんば考え及んだとしても、これを主張する勇氣は残念ながら私などは到底持ち得ないであろう。

山口氏の論証はきわめて精細であり、手堅い。然しその中にもどうしても納得できない点が存する。と言つて氏の主張を覆す自信はないのだが、万葉学を専攻する者の一人として、氏の勇氣にあやかり、励まされて、氏の所説に対して聊か反論を試みたいと思ふものである。

一、仮名の発明は何のためであつたのか

等しく二十巻と言つても、たとえば勅撰集たる「古今集」が一〇〇首、「後撰集」が一四〇〇首、「新古今集」が二〇〇〇首であるから、「万葉集」の四五〇〇首というのは歴大な数であると言わねばならない。又、(1) 収載歌の作歌年代 (2) 部立・分類 (3) 表記・書式 (4) 注記の内容(資料)等から「万葉集」二十巻の編纂・成立の経緯・事情が決して単純・簡単なものでなかつたであろうことは推測に難くないところである。

「万葉集」二十巻を、ごくおおまかに、A 卷一〜卷十六 Ⅱ 第一部(古撰)、B 卷十七〜卷二十一 Ⅱ 第二部(新撰)

の二部より成るものとし、全体の成立過程についての伊藤博士の

万葉集第一部が成つたのは天平十六年から天平勝宝五年頃の間で、それが、未完のまま大伴家持の手許に伝へられたのであるが、天平宝字六・七年頃第二部が成るに當つて二十巻の統合が進められ、宝龜二年以後、とくに宝龜八・九年の頃に至つて、始めて現今二十巻とほぼ等しい万葉集が家持の手によって整備された。しかし、万葉二十巻はその後も家持の手許に在り、延暦四年家持の薨後、大伴家の財産が官に没収されるや、官廷に所属するところとなり、平城天皇大同年間の頃、やうやく人々の間に知られるに至つた。

という要約は細部については勿論種々の異なつた見解が出されているが、大筋に於ては大方のコンセンサスが得られているものである。

「細部については」と言つたのは、たとえば同じく二部構成・両度撰を認め、共に第一部を卷十六まで、卷十七以下の四巻を第二部としながらも、契沖が第一部は天平十六年十七年、そして第二部をこれに加えて一書としたのは宝字三年であるとするのに対して、徳田浄氏は第一部は天平十八年から天平勝宝五年までの間の撰(第一回

撰)、第二部は天平宝字三年六月から同八年正月までの間(第二回撰)、そして宝龜八年正月から同九年正月にかけて、全二十巻に手をかけて完成させた(第三回撰)としていることなどをさす。

「大伴家持の財産云々」、あるいは「平城天皇大同年間云々」というのは、折口信夫・山田孝雄・武田祐吉・大久保正・小島憲之・伊丹末雄氏等の説くところであるが、いずれにしても「万葉集」二十巻の成立は、奈良時代末期、これに最も深くかかりあったのは家持及びその周辺の者であるとする点では概ね一致しているのである。

又「万葉集」の成立について、精細な論を展開されている後藤利雄氏は、万葉の成立過程を

- 〔1〕本撰
- 〔2〕追撰
- 〔3〕最終撰(編纂)

の三段階に分け、巻一から巻十六までの、巻十五を除く十五巻が本撰で、これが第五次まであり(第一次撰(原撰・原巻一・二)⇨大宝二年⇨慶雲四年。第二次撰⇨天平五年直後。第三次撰⇨天平十二年直後。第四次撰⇨天平十六年直後。第五次撰⇨天平勝宝二年⇨天平宝字三年)、追撰は、巻十五と巻十七以下巻二十の四四五六までで、天平宝字五年⇨延暦四年の間。又、最終撰は延暦四年⇨延暦十三年(ゆるめても同十六年)。そしてそれぞれの撰者は、本撰第二次・

三次が坂上郎女、第四次・五次が家持(但し第五次は不確定)、最終撰が家持の妻坂上大嬢であるとするのである。

後藤氏が最終撰⇨最終編纂を家持が没した延暦四年(七八五)からとするのは、巻二十末尾の六〇首(四四五七―四五一六)は家持没後の補遺・拾遺の部分であると見るからであり、その下限を奈良時代の根本史料たる「続日本紀」の後半撰上の延暦十三年又は全巻完成の同十六年(七九七)とするのは「万葉集」が「続日本紀」によって註記されていない点によるものである。

又『万葉集撰定時代の研究』(昭和十二年)、更に『万葉集成立攷』(昭和四十二年)によって、「万葉集」の成立について綿密・精細な考察を一層深めている徳田浄氏も亦、先にもふれたが「万葉集」は

- 〔1〕第一次撰(巻一⇨巻十三と巻十六)
- 〔2〕第二次撰(巻十七⇨巻二十)
- 〔3〕第三次撰(巻十四と巻十五)

の三回の撰をもって成立したとし、撰者を家持とすること及び「宝龜三年勅撰の歌經標式は万葉集を見ずして成立している事実がある」ことと、万葉が「続日本紀」によって註記しなかったのは、万葉の撰者が「続日本紀」の存在を知らなかったのではなく、「まだ続日本紀がで

きぬ以前に集が成立したかろうであろう」とし、「かくて万葉集は宝龜三年五月から延暦十六年までの間における某年に成立したのである。これは二十四年間における某年である。……集が宝龜の年間に成立したとすることは決して無稽なことではないのである。」⁽²⁾しているのである。

「万葉集」の最終的撰者を家持又はその妻坂上大嬢と特定することには問題が存しよう。然し誰かが（又は誰たちが）、いつか編纂に当たったものであることは否定できない。ただ、全巻の構成（巻の立て方）、巻による分類や表記の相違、重載歌その他から見ても、全巻が少数の特定個人によって、同時に編纂が行われたものでないことは確かであるが、同時に亦、それが天平宝字三年（七七九）以後であることは勿論、直接・間接に家持がきわめて関係が深かったとは動かし得ないであろう。然しとは言っても家持自らが最終的段階に於てまでかかわったと断定するものではない。

天平宝字三年正月の因幡国庁の年賀の宴に於ける寿歌を最後に、家持の歌が一首も存しないのはなせなのかは永遠の謎であろうが、後に如何ほどの切継・増補が行われたにせよ、「万葉集」なる書名の、四五・一六の歌を最末尾とする歌集二十巻が一応の成立をみたのは、奈良最

末期、あるいは平安時代に入ってからかも知れないが、いずれにしても仮名文字が広く行われるに至らぬ時期、どんなに下つても「新撰万葉集」以前と考えられるものである。「新撰」という以上既に「万葉集」なる歌集が存したと考えるのは素朴・単純に過ぎるであろうか。

真仮名（≡万葉仮名）の草書体をなるべく簡単な字形に崩す「草化」と、偏・旁・冠・沓などを取って全体に替える「省文」という二つの方法によって生じた所謂「略体仮名」の発生は、訓点資料に関する限り、平安遷都後二〇年から三〇年の間と推定されているが（略体仮名らしい略体仮名を用いた文献で、年代の明らかな最古の資料は大坪治氏によれば正倉院聖語藏・東大寺藏「成実論」天長五年（八二八）点であるという）、次第に草化・省文が徹底・整理統一の方向を辿り、藤原道長自筆の「御堂関白記」に収載されている五首の和歌がすべて草化仮名で書かれていることからみて、確実に撰進当時のものと認めるべき写本の現存していない「古今集」なども、多くは草化仮名で書かれていたものと推定されるのである。

和歌のみではない。どのくらい草化仮名が徹底していたかどうかはわからないが、散文の世界ではおそらく和歌以上に草化仮名が徹底して用いられたに違いない。和歌にも省文仮名を多く用いたものも存するから（醍醐寺

五重塔落書三首、真仮名もしくは漢字との併用も存した
だろうが、いずれにしても略体仮名の発明と発展がどれ
だけ国語の表記を容易るものにしたかは計り知れないも
のであったことは動かすことはできない。

中国語の表記のための漢字を用いて、中国語とは全
く、言語としての系統も形態も、従って音韻・語法・語
彙のすべての点に於て異なる日本語を表記することが如
何に困難なものであったか。この意味に於て、前代に於
ける真仮名の使用から次第に発展したものとは言い、略
体仮名の発達は国語表記に於てはまさに革命的なこと
であったと言えるのである。

さて、「万葉集」が二十巻と明確に記されて登場する
のは、確かに十一世紀末、応徳三年（一〇八六）に成った
「後拾遺集」の序に於てである。おそらくこれは正しい
に違いない。然し、「後拾遺集」の序には

……このことけふにはじまれることにあらず、
らのみかどは万葉集廿巻をえらびてつねのもてあそ
びものとしたまへり、かのしふの心は、やすきこと
をかくしてかたきをあらはせり、そのかみのことい
まのよにかなはずしてまどへるものおほし……

と、「万葉集」が二十巻であることと共に、それが「な
らのみかど」が「えらびてもてあそびものとしたまへ

り」とあるのである。

必ずしも「古今集」の仮名・真名の両序に「かの御時
よりこのかた、年はももとせあまり、世はとつきになむ
なりにける。」「昔平城天子詔待臣一命撰万葉集。自爾
来、時歴十代、数過百年。」とある。「とつき」「十代」、
「ももとせ」などの数字や、万葉の撰定年代に触れた最古
の資料としてよく引かれる文屋有季の「神無月時雨降り
おける櫓の葉の名におふ宮の古言ぞこれ」〔古今集〕巻十
八・九九七〕「……………」〔清輔本「ならのみやこ」、
顯昭注の本文では「ナラノミカド」〕にこだわって、万葉集
平城朝成立説を固執するものではないが、山口氏が「後
拾遺集」序に、はじめて「万葉集廿巻」とあることのみ
を取り上げて、「勅撰集の序だから嘘は書かない」とい
うわけでもないから、「ならのみかど」とあるのは、「後
拾遺集」の仮名序、そして撰者藤原通後が、「後拾遺集」
撰上・奏覧の翌年更に目録に添えて奉った「目録序」に
須叟命日、倭訶者、我國習俗、世治則興、平城天
子、修万葉集、花山法皇、撰拾遺抄……
とあるをもやはり撰者の虚構なりとして無視されるので
あろうか。そう言えば山口氏が「考えを一にしている」
ものとして引用している中西進氏の『万葉集金沢版（原文献）（一）
の解説に於ても『万葉集』が『二十巻』とはっきり記

されて登場するのは、やっと十一世紀末、応徳三年（一〇八六）になって、『後拾遺集』の序文なのである。」と述べているだけで、直上の「ならのみかど」についてはやはり何もふれられていないのである。

いったい、仮名文字の発明は何のためであったのだろうか。かなり急ピッチと見るべきか、あるいは徐々にと言うべきか、いずれにしても種々の過程を経て草化仮名・省文仮名が次第に発達・定着の方向を辿ったと思われるが、仮名が広く流布し、「凌雲集」「文華秀麗集」「經国集」の所謂勅撰三集に代表される唐風謳歌の時代に訣別を告げ、かわるに因風文化が勃興し、隆盛をきわめるに至り、勅撰和歌集が次々と撰ばれた平安中期以後に、なんで折角苦心して作った仮名文字を用いずに、わざわざ面倒な漢字を用いて、すべて前代に成る多数の和歌を表記する必要が存したろう。漢文ならいざ知らず、和歌なのである。

現存の「万葉集」は、最も古いものでも、桂本・藍紙本など平安中期のもので（何れも卷子本、桂本は巻四の約三分の一、藍紙本は巻九の約五分の一、ほかに巻一・九・十・十・八の断簡）、所謂訓を別提せる本である。完本で最古のものは、訓を漢字の傍に附してある大和綴二十帖の西本願寺本であるが、これは鎌倉後期の写本であることは

言うまでもない。つまり「万葉集」の原本は他の古典が殆どそうであるように現存しないのであるが、「万葉集」の原本がすべて漢字のみで表記されたもので（白文）あること、そしてこれがまだ仮名文字が創出されない時期に於て成されたものであることは、全く疑うべくもない事である。仮名が存しなかったから用いようにも用いようがなかったのである。

尤も、仮名が用いられ始めてからも、「続日本後紀」その他の正史及び「類聚国史」はもとより漢文であり、「神楽歌」「催馬楽」その他の歌謡の歌詞も真仮名で表記されている。和歌についてもたとえば元慶六年（八八二）・延喜六年（九〇六）・天慶六年（九四三）の三回の竟宴歌を収めた「日本紀宴和歌」などはすべて平仮名と漢字を用いている。然しすべてといってもその歌は短歌八三首である。又「寛平御時后宮歌合」を主とし、これに「是貞親王家歌合」を加えて歌集の形に纏めた「新撰万葉集」上下（菅原道真の作と考えられる上巻巻頭の序に「干し時寛平五載秋九月二十五日……」とあるによれば八九三年成立）の収載歌（久曾神昇氏の謂われる「原撰本」）によれば上巻は和歌一一九首と、これにそれぞれの和歌の要旨を漢訳した七言絶句を添え、下巻は和歌だけ一〇九首もすべて「万葉集」に倣って漢字をもって表記している。然しこれとて総数

二〇〇余首であつて、「万葉集」の四五〇〇首とは比較すべくもない。その表記・用字は確かに「万葉集」を踏襲しているものの決して「万葉集」とは同一ではないのである。

真仮名の草書体に当る「草(きう)」のみならず、草化が一層進んで今日の平仮名に近いまでにくずれた「女手(をんなで)」が、和歌のみならず散文にも用いられるに至つた状況(散文に於ては少なくとも院政中期に入るまでは草化仮名が省文仮名による和漢混交文よりも優位)下にあって、四五〇〇首もの歌を、わざわざ漢字で表記する必要は全く存しなかつたと考えるのが自然であらう。又若し、四五〇〇首を平安時代に書いたのではなく、奈良時代に漢字で書かれた草稿(「新撰万葉集」の序によれば「文句錯乱」「字体雜糅」した)をそのまま編集したと言うのであればこれも納得できない。仮名に書き直すという意識が働くものではなからうか。

山口氏は「一〇三五年には万葉集の巻数は二十巻と書けなかつたが、一〇八六年には、二十巻と明記されるのです。」とされる。これは「万葉集」二十巻の成立は一〇三五年から一〇八六年の間と言わんばかりの口吻である。一〇三五年は長元八年で「栄花物語」成立の頃であるが、治安三年(一〇三三)四月、三条天皇皇女禎子内親

王の御裳着の時に、太皇太后彰子から禎子に対する贈り物についての記述の中に「貫之が手づから書きたる古今二十巻、御子左(兼明親王)の書き給へる後撰二十巻、道風が書きたる万葉など添へて云々」とあつて、「古今集」「後撰集」は二十巻とあるが、「万葉集」には巻数が書かれていない。これは当時「万葉集」はまだ二十巻でなかつたからだと氏は考えるからである。これは「万葉集」も二十巻であるから「古今」「後撰」と共に二十巻と書いたから「万葉」も二十巻と書くのを省略したと考へられないだらうか。

多く後に増補したと考へられている巻十七以下の四巻は、天平二年(七三〇)から天平宝字三年(七五九)までの(若千古歌をも含むが)六二七首を含むが、これらの歌が作られてから二百年も三百年も経た後、誰が、どんな意図・方針で、どうして当時から見れば過ぎ去りにし古き時代の人々の歌を呼びもどし、増補・完成する必要があつたらうか。

平安後期に於ける「栄花物語」や「大鏡」などの歴史物語の発生の要因の一つには、貴族たちの黄金時代が去り、それを懐しむ意識が存したに相違ないが、近世に於ける如き、古代的^{アルカイック・ヒストリス}生への憧憬、古代への復帰などという思想や意識などはさらさらに存しなかつた時代、然も

幾度もふれたように、折角仮名文字という国語表記の手段を獲得した時代である。「平家物語」が、三巻↓六巻↓十二巻↓十三巻（灌頂の巻分立）、と増補改訂。別に二十巻本（長門本）及び四十八巻の「源平盛衰記」を派生しているのとは性質を異にしているものである。

八代集のうち序を持っているのは、「古今集」「後拾遺集」「新古今」の三集であるが、「万葉集」の場合は、あれだけの大きいものであり、全く前時代のものであるだけに、もし謂う如く「卷子本のおおよその順序は定まっています」とも題籤もなく、巻別記入もなかった。「整然とした二十巻の形とはほど遠い状態」のものを、一〇八六年をさして溯らない時期に二十巻に整えたのであれば、たとえ勅撰たらずとも、編纂の意図・経過など序として述べられてあって然るべきだと思ふがどうであろうか。

「後拾遺集」序に言える「ならのみかど」に平城天皇であろう。さすれば「万葉集」二十巻は、家持没後二十二年余ということになる（平城天皇の在位は僅か三年であった）。

「石山寺縁起」（『続群書類従』）に見える「左右^{まで}」の訓に ついての源順の逸話と、天曆五年（九五）官中の昭陽舎（梨壺）に撰和歌所が置かれ、中臣能宣・清原元輔・源順・紀時文・坂上望城等所謂「梨壺の五人」が、「後

撰集」の編纂のほかに「万葉集」に訓点を附す作業に従事したことを思い合わせれば、平安朝に於ては、「万葉集」の巻を整え、題詞・左注を新たに付け、新たに歌を加えるという作業よりも、訓続することが主であったに相違ないのである。

私はこの四月末出版予定の拙著『万葉集東歌の国語学的研究』の冒頭に於て「奈良時代後期、どんなに遅くても平安時代初期には成立していたと考えられる『万葉集』二十巻の原典は今伝わらず、現在我々の見ることでできるものは平安中期に成った『桂本万葉集』以下の写本云々」（第一章第一節）と述べたが、これは呪縛にも似た先入観——万葉集奈良後期成立説——にとらわれた、上代からのみ「万葉集」を見るという誤りの故であろうか。

二、東歌の14は果して平安時代の増補か

I

「万葉集」には「平安時代になって加えられたとしか考えられない歌」が存するということが、山口氏の、万葉集十一世紀後半成立説の有力な根拠の一つとなっている。

明らかに平安時代に加えられたものがあるとするれば、その加えられたものの数にもよるが、やはり「万葉集」

の成立は、その歌の加えられ以後ということになるのは当然である。

山口氏が平安時代に加えられたとする歌は、巻一卷尾(八四)の長田王の歌と、巻十四東歌の約四分の一に当る六〇首であるが、これは氏が明らかにしているように、東歌の語彙・語法・用字及び上代特殊仮名遣の違例等についての検討・考察の結果、東歌には平安時代的な要素が多分に含まれているから、この巻の最終的な編纂の時期は、「現在」一般に考えられているよりもっと遅れるであろう」とする工藤博子氏の見解に基づくものである。従って若しここで工藤氏の見解に反論できれば、山口氏の主張の一角が崩れることになるわけである。

工藤氏の所説は、「(1)万葉集巻十四の語彙・語法における平安時代的性格について」〔春日和男教授 語文論叢〕桜楓社 昭五三・一一(2)「万葉集巻十四に於ける平安時代的性格——用字と上代特殊仮名遣をめぐって——」〔語文研究〕第二二・五三号 昭五七、六六

の二篇にみられるもので、氏は(1)に於ては「万葉集」中、東歌のみ用いられている語彙・語法として次のような諸例を挙げて検討し、これらはすべて「平安時代的な事象」であるとしているのである。

(1)「だに」〔宇麻具多能祢呂尔可久里為可久太尔毛〕 三三三

(2)「に」〔伊豆兒多婆里尔〕 三四〇

(3)「めり」〔平具佐可知馬利〕 三四三

(4)「ひりふ」〔伎弥之美豆婆多麻等比呂波牟〕 三四〇

(5)「かくる」〔下二〕〔都久波夜麻可久礼奴保刀尔〕 三六九

〔可久礼之伎美乎於母比可祢都母〕 三四五

(6)「ことのへ」〔宇都世美能夜蘇許登乃敵〕 三四三

(7)「賜ふ」〔下二〕〔美都乎多麻倍奈伊母我多太手欲〕 三四九

(8)「しまらく」〔思麻良久波祢都追母安良牟乎〕 三四七

(9)「る」〔受身の助動詞〕〔可奈之久於毛波流留可毛〕 三三七

(10)「しむ」〔尊敬の助動詞〕〔可里波祢尔安思麻之牟奈〕 三九六

(11)「已然形かも」

〔与志奈之尔許具良米可母与余志許佐流良米〕 三四三〇

〔西良思馬伎那婆都良波可馬可毛〕 三四七

〔許曾能左刀妣等阿良波左米可母〕 三五九

(12)「がに」

〔布流久左尔仁比久佐麻自利於非波於布流我尔〕 三四三

右のうち(1)(2)(3)は既に岩波の古典文学大系本『万葉集』が指摘しているものであるが、(1)~(12)のすべてを工藤氏の言う如く東歌のみに用いられている平安時代的性格のものとするには問題がある。

(1)「だに」 「さへ」の意味に近い「マデモ」と訳

すべき「だに」は、「大系本」が挙げている「汝谷裳」(なれたにも)

〇一八二三)のほかに「如是谷装」(二一—二五四八)もあるから東歌のみのものとは言えまい。それに副助詞「だに」は平安時代に於ても上代同様「……サエ」「セメテ……ダケデモ」の類推・最少限の希望の意で用いられる語であり、「……マデモ」の意はこれより派生したものであるから、これを平安時代的性格のものとか、平安時代に先駆けた語彙・語法などとは言えないと思うものである。

(2)「賜りに」の「に」 これにも勿論問題があり、氏自身「この歌を新しい語法の例とするには慎重を期すべきかもしれない」と言っているが、これも早計に東歌のみに用いられている平安時代的性格のものとすることはできない。

(3)「めり」 きわめて厄介な語で、「馬利」が「メリ」としか訓めないとするれば、これこそ平安時代語と考へざるほかはない。又まさしく東歌のみに一例のこの語の上接動詞の活用形が連用形であるをもって、平安時代の「めり」と同語であると断言できないとする見解は、東歌・防人歌には「ヌノ(布)」「ニノ」、「ムタ(共)」「ミタ」などのローの転訛が「勝つ」「勝ち」のほかに四例認められることから否定されなければならぬ。ただどうして平安時代に用いられた「めり」が東歌

の中に存するかであるが、福田良輔氏は

奈良時代における助動詞「めり」の唯一の事例が、連用形に付くという古い語法の形で、巻十四の東歌に現われているのも、東国方言に限られていた「めり」が、平安時代になって中央語系に伝播したというのではなく、奈良時代すでに中央語系にも少なくとも庶民語の存在していたのが、平安時代になって文学語や訓統語の中に浮かび上がったものと思われる。

とされる。これに対して工藤氏は中央の資料に「めり」が現われるのは、訓点資料では「遊仙窟」康永点(「既ニ好キ意有メルヲ」七ウ六、「通フメル」一ウ六)、和文資料では「古今集」の「流るめり」(二八三よみ人しらす)、「風ぞしくめる」(九四六布留今道)などであるとし、布留今道は大体九世紀中頃から末にかけての人と知られるから、「めり」は一応、九世紀初期から中期にかけて都で使われ始めたと考えてよさそうである。とすると福田氏が家持による巻十四の整理及び書き改めを行ったとする、彼が越中守であった天平十八年から天平勝宝三年(七五二)までの五年間と、中央の文献に「めり」が現われるまでには半世紀以上の隔りがあることになるから、福田氏の説明にはかなり無理があるように思われる。この矛盾は

「中央の文献に『めり』が登場する時期とほぼ同じ頃に東歌の一部分が万葉集に収録された」とすることによって解決し、「このように解してこそ、東国方言『めり』は平安期のめりに破綻なく結び付くように思われる。」とするのである。

氏は「新たに蒐集され、増補された東歌」「中央の文献に『めり』が登場する時期とほぼ同じ頃に東歌の一部分が万葉集に収録された」と言われる。蒐集とか収録という語の普通の用いられ方からすれば、既にあるものを集める、収めるという意味で、新たに作られたものの意ではない筈である。然し氏の考え方は究極的には「めり」は平安朝になってから出来た語であるから、この語を含む東歌(三四五〇)は実は奈良時代のものではなく平安時代になって東国で作られた歌なのだということになるのである。

こうなれば万葉集家持撰・奈良末期成立説などは全くのナンセンスということになる。新たに蒐集・収録する。即ち増補ならわかる。然しどうして平安時代に作られた歌を然も折角仮名文字が用い始められた時代に、「めり」が中央から東国に伝播し、それを用いながらも「勝ちめり」と上接の動詞の活用形を中央語とは変えて、わざわざ一字一音の万葉仮名で表記しなければならな

ったのか、私にはどうしても理解できない。

後にもふれるが「めり」を含むこの歌は上代特殊仮名遣の違例を二語——「乎具佐受家乎」^{乙下甲}「那良敝」^{乙下甲}——含んでいるものである。これは一層この歌が「平安時代の資料と同列に置くべき」とする根拠に工藤氏は考えるであろうが、私は全く逆である。東歌や防人歌に於ける上代特殊仮名遣の違例は中央語に於ける甲類・乙類の混乱の結果でもその反映でもなく、語形変化を伴わない弱い転訛であると考えるからである。

東歌の「めり」については、私は福田氏の如く、奈良時代東国に於ける同様中央にあっても、少なくとも庶民の間では用いられていたに違いない。ただたまたま一足早く東歌の中に姿をとどめたと考えるものである。ひょっとすれば「め」「む」の已然形に、完了・存続の「り」が接したものである。従って「め」に上接している四段動詞「勝ち」は未然形「勝た」の訛りとひそかに考えてはいえるが猶検討を要する。

(4)「ひろふ」 これも「めり」同様全くの孤例で東歌に未然形一例存するのみである。「めり」が近世の擬古文に至って消滅したのに対して「ひろふ」は現代に至っても猶用いられているものであるだけに「めり」とは別な意味で厄介であるが、私はこう考える。東歌の「ひ

るふ」は平安朝以降の「ひろふ」ではない。i↓oの転訛で、それがたまたま平安朝以降の「ひろふ」と語形と一致したに過ぎないのだと。「万葉集」には僅か一例、東歌にのみ出ている「虹」は、「ノジ」であり、ほかに「こ」(来)がたに「隈越そ」又、巻二十の防人歌には格助詞「に」が「の」となっている例もあるから、ヒリフ↓ヒロフという転訛は考えられることである。

(5)「隠る」(下二段)

「隠る」は「忘る」「触る」「乱る」「忘る」「分く」のように四段に活用するものが古く、「万葉集」には四段のものが一四例、下二段のものが三例で、この三例のうち二例が東歌に存する。然しこれをもってこの語を持つ二首を平安時代に増補されたとすることは諾えない。三例中二例までが東歌にあることは注意すべきことではあるが、もう一例の巻十五の歌——伝未詳であるが養老三(七一九)に遣新羅使となつた葛井連広成の近親者と考えられる葛井連子老の作——はどう説明するのか。猶、四段「隠る」は「後撰集」に次のような例がある。

あふばかりなくてのみふるわがこひを人めにかくる
事のわびしき(中院本一〇一八、天福本・貞永二年本一〇一九)

尤も「掘河本」には「人めにかかる」とあり、一首全体

の意から見ても問題があるから確実な例とはし難い。

(6)「ことのへ」

これは「言の重」、又仮名遣いにはなるが「言の上」の「うへ」の上略ともとれるが、

やはり平安時代以降かなり見られる(「竹取物語」一、「伊勢物語」三、「後撰集」二七、「源氏物語」五二、「蜻蛉日記」八ほか)。「言の葉」の訛りと見るのが穏当であるう。工藤氏は、小野小町が貞観二年(八六〇)肥後守になっている小野貞樹に贈った歌(七八二)や、これとほぼ時代を同じくする藤原因香と源能有との贈答歌(七三六・七三七)にこの語があることから、これは古今集読人しらず時代から六歌仙時代にかけて用いられたことがわかるとし、更にこの語を含む東歌は「古今集」九五八の「世にふれば事のはしげき」と発想を同じくし、共に葉との縁語関係で「繁し」を引き出している点が共通していることを指摘している。「コトノへ」と訛っていてもやはり平安朝語であるというのであろうが、平安朝に於ける如く「詩歌の作品や、言語の表現一つ一つを葉に見立てた雅語として」の意識はまだなかったとは思ふが、やはり「めり」の如く上代の東国にもこの言葉が存し、それが「コトノへ」と訛ったとは考えられないだろうか。

(7)「賜ふ」(下二)

「多麻倍」の「倍」は乙類であるから下二段「たまふ」、即ち「いたたく」の意の謙譲の

動詞(未然形)として問題はない筈であり、工藤氏もこう解するのが最も無難であるとしながらも、『澤瀉注釈』に倣い「集中他に確實な例を見出せないのが不都合である」としている。然し氏が「賜へ」が下二段の未然形を解することに何ら躊躇を感じないとして引用した佐伯梅友氏が挙げられた「続日本紀」宣命〔第卅八詔、天平神護元年(七六七)十一月三日〕の「黒紀白紀乃御神乎赤丹乃保尔多麻倍惠良俊」こそ上代に下二段の謙讓動詞「給ふ」が存在したことの確例ではないだろうか。この「多麻倍」から同じく第四六記の「御酒食尙惠良俊」の「食倍」は明らかに「たまへ」と訓むべきであり、上代に於ける下二「たまふ」の存在は確實である。東歌の「賜へ」は未然形であり、宣命の二例は連用形ではあるが、ここでは上代に下二「たまふ」の存在が確認できれば十分である。

(7)「しまらく」 これも確かに集中には東歌に一例のみで、他は「しまし」八(うち仮名書き三)、「しましく」一七(うち仮名書き四)である。「しばらく」は「しまらく」の転じたものと考えられるから、「しまらく」は「しましく」と「しばらく」の中間に位置するとは言えようが、平安時代の和文では「しばし」だけで、「しばらく」は辛うじて「源氏物語」に一例を見えるだけである。尤もごく早い時期の古点本には殆ど「シマラク」で、これ

に「シマシ」「シマラ」がまじるが「小川本大乘堂珍論」天曆点「少」^{シマシ}、「石山寺本法華經」玄贊点(天曆頃)「乍」^{シマラ}、あるいは「西大寺本金光明最勝王經」平安初期点「具」^{シマシ}などを古い例として、平安中期点・後期点はすべて「シバラク」であるという。⁽⁹⁾「シバラク」はまさしく漢文訓読特有語なのである。とすれば「シバラク」と転ずる前の、訓点語としてはごく短い生命しか保ち得なかった「シマラク」、そして東歌にただ一例姿を見せている「しまらく」はどう考えたらよいのか。

「シマラク」は平安初期に於ては訓点語として生きていた。然し東歌の「しまらく」はこの訓点語「シマラク」を用いたものでは決してない筈である。おそらく上代に於て「しまし」「しましく」と同様に「しまらく」なる語が存在したに違いない。

(9)「るる」 工藤氏は「奈良時代自発を表わす助動詞としては『ゆ(らゆ)』が広く用いられ、集中では、ここ一例に過ぎない」と言うが、次の例なども明らかに自発の意のものである。

鳴く鳥の止めば継がるる〔継流〕恋もするかな(三二七七三)
相見ては面隠さるる〔面隠流〕ものからに(十一一五五四)

立てば継がるる〔継流〕恋もするかな(十一—二六七五)
確かに奈良時代には「ゆ」「らゆ」が広く用いられ、
然も「思ふ」に下接する場合には、前行する母音(お)
に同化されて「は」が「ほ」となり、「思ほゆ」(ヤ下二)
なることが多く、平安中期までの和文には勿論訓点にも
見られる(例えば「枕草子」には見えないが「古今集」に一
五、「源氏物語」に二七など)。勿論「思はゆ」の例もな
いわけではないが、「思はる」の形は少なくとも「古
今集」などには存しない。もともと「思ふ」の未然形に
接する助動詞は「む」「ず」「まし」などが多く、「る」
は少ないと言えるから、たまたま東歌に「思はるる」が
あったからと言って、これを平安時代の性格の語法と言
えるかどうか私は疑問である。

(10)「しむ」 「しむ」は上代に於ては専ら使役の意
味で用いられ、尊敬の意味は四段に活用する「す」が荷
つていた。とすれば三三九九の第四句は「元曆校本」以
外の写本がすべて「安思布麻之牟奈」とあるによってこ
れを「踏ましむな」と解すれば「しむ」に尊敬の意を認
めなければならぬことになる。奈良時代のものとして
はこれでは不都合なので「元曆校本」に従って「安思布
麻之奈牟」(「足踏ま・し・な・む」)とする本が多いわけ
である(『澤瀉注釈』『佐佐木評釈』『窪田評釈』『全釈』『東歌

疏』『大系本』その他)。「類聚古集」以下の多本に従い「踏
ましむな」とし、「しむ」を使役に解しても不都合はな
い(私注『全集本』)。

築島裕氏によれば、「しむ」を尊敬に用いるのは、変
体漢文と片仮交りの文の類だけであり、然も「しむ」が
尊敬に用いられるようになったのは、比較的新しいころ
らしいと言うから「安思布麻之牟奈」として「しむ」を
使役と解すべきかも知れない。無理に尊敬と解して、採
取の時期を平安の中後期まで下げる必要は存しないので
はないか。

(11)「已然形十かも」の語法 「漕ぐ、らめかも」(三四三

〇)、「弦はかめかも」(三四三七)、「顕さめかも」(三五五九)
の如き、已然形に承接して反語的意味機能を表わす例は
東歌に三例のほかには卷二十の防人歌に二例(四三七「あ
四三九〇「舞
くなめかも」)のみであるから東国語に見られる特殊な語法
と言えよう。この形は「催馬楽」の歌詞にも見え(「万
之岐世女加毛奴比支世女加毛」(汝着せめかも、縫ひ着せめ
かも)。「古今集」にも見えているものである(「古へを仰
ぎて今を忘ひざらめかも」序、「わが恋ひめかも」六六四)。こ
れについて福田良輔氏は、「めり」と同様「中央語系で
も奈良時代から、少なくとも庶民語の中に東国方言にお
けるかもの用法が行われていたのであるが、文献に現わ

れなかつたためであり、平安時代になって、上流階層に伝播したと見る方が無理がない。」⁽¹⁰⁾とし、工藤氏はこれを否定し、「古今集読人しらず時代の早い時期に」「中央語の中に存在し、それが東歌にも新しい表現として影響を及ぼした」と解するのである。私は「催馬楽」夏引の歌詞は福田氏の如く八世紀の頃の東国地方で作られた民謡に発しているものと思ふし、第一「新しい表現として影響を及ぼした」と言うが今日とは異なりマス・メディアの全くなかつた時代である。たとえ中央で用いられためたとはいへ、それが東国に伝播して歌の中に用いられたためにはかなりの時間を必要とすると思うのだが、いったい東歌がなんでその頃作られたのか。若し、古くからのものならば、「めーかも」という中央の語法に直したというのか。一つの語彙なり語法なりが文献に定着するためにはそれ以前にかなり長い時間があつたことだし、文献に残らないものが量的にかなり存したであろうことは決して無稽な想像ではあるまい。

猶、工藤氏は「防人歌の二例は別箇に考察すべきか」としているが、鶴久氏が「連体形の語尾母音が乙に転じたもの」と見るのは防人歌の二例だけではなく、東歌の例をも含んでいるのであるから、東歌の例だけ取り上げて結論を出すのは厳密さを欠くと言わねばならないで

あろう。

(12) 連体形承接の「がに」 東歌の「生ひば生ふるがに」(三四五二)の「がに」は上接語が連体形である上、意味の上からも程度・様態も表わすとは解せない。そこで従来「がに」の訛りとして来たが「新撰万葉集」に「人者見蟹」(上冬5)、「古今集」に「道まがふがに」(三四九在原業平)、「かへりくるがに」(八二九小野篁)など希望・目的を表わす「がに」が出る。篁は仁寿二年(八五二)に没している。という理解の上に立って工藤氏は「九世紀初期から中期にかけて都で用いられたこの語法が東国へ移入されて後に、東歌三四五二は成立を見た。」とされるのである。

「見るがに」「まがふがに」の「見る」「まがふ」が形の上からは終止形・連体形のいずれか判別できないから希望・目的の意のもの(終助詞)か、程度の意の語(接続助詞)か定め難いが、工藤氏はいずれをも終助詞と解したことは、服部一枝氏が細かな検討の上に出された結論とも一致するし⁽¹¹⁾妥当であると思うのであるが、どうして平安中期まで下げなければならぬのであろうか。東国語には「いへいひ」(家)、「かへりかひり」(帰)、「島かげ」↓「島かぎ」(島陰)、「かねて」↓「かにて」の如き明らかかな⁽¹²⁾↓(i)↓(i)の転訛が存在するのに、どうして東

歌の「かに」は「かね」の訛ったものと認めることをしないのであろうか。

因に服部氏の述べるところによれば、「万葉集」には、「がに」が全部で一〇例用いられている。このうち九例は、動詞や助動詞「ぬ」の終止形に承接して、「スルホドニ」「しそつに」の意味を表わす連用修飾語を作る接続助詞又は副助詞を認められるものであり、他の一例は上一段動詞「生ふ」の連体形についているもので、これは動詞の連体形について、「スルダロウ」と、將來に期待し推量する意を表わす終助詞「かね」の訛ったものと考えられている。「がね」は「万葉集」に一四例、いずれも動詞の連体形に承接しているものである。

一方「古今集」には「がね」はなく、「がに」が

(イ)道まがふがに (ロ)かへりくるがに

(ハ)ひともみるがに山かつらせよ

の三例あって、(イ)(ロ)は「万葉集」の「がね」に相当するもので終助詞。(ハ)は「万葉集」の「がに」そのもので接続助詞。従って「古今集」における「がに」は「万葉集」の「がに」に相当するものと、「がね」に相当するものに分類されることになる。

II

次に東歌の用字と上代特殊仮名遣についての工藤氏の

見解についてであるが、氏は東歌の表記は

A (1)家持的な用字のもの

(2)第十五の用字に近似しているもの

(3)「都」を清濁両用仮名として用いるもの

B (1)「西・斯・抱・馬・提」等の仮名を用いるもの⁽¹²⁾

の二類四種に分けられるとし、「A類は、奈良時代的な要素を持つものであり、B類は、A類とは性格を異にして、平安時代的な要素を含むものである」とする。そしてA類に属する(1)(2)(3)の表記には上代特殊仮名遣の違例が殆ど認められなく、B(1)類には上代特殊仮名遣の違例が多く見られるが、これはA類には奈良時代に於ける中央語の、B(1)類には平安時代の中央語の音韻がそれぞれ反映していると見るのである。つまり氏に於けるB(1)の「平安時代的要素を多く含むもの」というのは上代特殊仮名遣の違例を多く持つということなのであって、漢字をもって表記されている「日本紀竟宴和歌」あるいは「新撰万葉集」、又一〇首程見える「日本靈異記」などの和歌表記の用字に認められる非万葉集的・非奈良時代的な特色のことではないのである。

これはともかくとして、上代特殊仮名遣の違例を有する歌の殆どが平安時代の音韻の反映であり、従ってそれは平安時代に増補されたものであるとするならば、たと

えば次のような東歌はどういうことになるのか。

① さい衣さきの小筑波こさき嶺ねろの山の岬さき忘わすら来きばこそ〔古賢〕汝Cを懸Cけ〔可家〕なはめ〔賣〕〔三五常陸〕
C(乙)甲 B C(乙)甲

② 上毛野伊香保〔伊可抱〕の嶺Bろに降Aる雪Aの行Aき過Aぎかてぬ〔可提〕奴B妹が家のあたり〔三五上野〕
B(乙)甲 C(乙)甲

③ 何故あやと言まへ〔伊敷〕かさ寝Bに逢Bはなくに真日暮Bれ
A B C(乙)甲 B(乙)甲
て宵Bなは来Bなに明Bけ〔安家〕時B来Bる
(三五未勘国)

④ 水久君野に鴨Aの匍Aほ〔波抱〕のす児Bろが上Bに言B緒B
C(乙)甲 B
ろ延Bへ〔波敷〕ていまだ寝Bなふも (三五未勘国)
B C

⑤ 崩岸あざ辺〔安受倍〕から駒Aの行AごAのす危Aはとも〔刀文〕
B(乙)甲 A A A C(甲)乙
人妻B児BろをB目BゆかBせBらBふ〔西〕良布Bも〔三五未勘国〕
B

②以外は上代特殊仮名遣の違例を含むものであり、②は仮名遣の違例は含まないが、所特殊字母と目される「抱」「提」を含むものである。語の右肩のAは訛語、Bは古代東国特殊語もしくは東国に残存せる古語とおぼしきもの、Cは上代特殊仮名遣の違例を示す。因に私は古

代東国をこの三つに分類するものである。

東歌及び防人歌に於ける所謂上代特殊仮名遣の違例は、少なくとも古代東国語に関する限り「イへ」(家)が「イヒ」、「ユキ」(雪)が「ヨキ」のように語形までは変化を及ぼすに到らない弱い転訛、やはり転訛の一種として把握すべきであると考えらるもので、この点一般の考へ方、又、工藤氏とも見解を異にする。古代東国語に関する限りと言ったが、あるいは上代特殊仮名遣の違例全般は、乱暴に過ぎるくらいにあるが広義の転訛現象として把握すべきではないかとひそかに考えているものである。

同じ上代特殊仮名遣の違例を工藤氏が亀井孝氏に倣って、東歌に於けるものは「東国方言の顕現としてではなく、中央語における言語現象の結果」であり、「卷二十の防人歌の混用例とは、全く性格を異にする」とすることは残念ながら理解しかねる。確かに夙に亀井氏が指摘されたように東歌と防人歌とは違例の様は決して同一ではない。然し亀井氏が言い工藤氏がその通りに従っているように大きい区別・差異があると言えるかどうかは疑問である。

工藤氏は東歌に於ける上代特殊仮名遣の違例数を、B(1)類即ち「西・斯・抱・馬・提」の所謂特殊字母を含む

歌三六首に十一首十五例、そのほかの(A(1)(2)(3))のものを含め四五例と数え音節別種類別に表示している。ここで又疑問になるのは、「混用例のかなりの部分は、平安時代以降に属すると言えそうである」としているが、これは仮名遣の違例のあるものはすべてB(1)のように平安期に増補されたものかということである。防人歌における違例数は全然示しておらず、「ケ・ヘ・メにおける甲乙の混乱が相当に見られる点では、東歌は防人歌に近い。が「キ・ヒ・ミの場合になると、東歌は防人歌に遠い。」という亀井氏と、これに基づく亀井氏の「現形の東歌は、かかる混乱の露呈においては、もはや、素朴に、東国的とは、いいがたい。東歌は、東歌という、特殊な一個の、貴族たちの文化財だったのである。」⁽¹³⁾という指摘もしくは主張を当を得たものとして、「とすれば、東歌にあらわれる特殊仮名遣の混用例は、東国方言の顕現としてではなく、中央語における言語現象の結果ととらえるべきである」とする結論を導き出しているのであるが、防人歌における違例についての説明が十分なされなければ、何故両者が「全く性格を異にする」のかの納得できない。

ところで先に①②の歌を挙げたのは、たとえば④⑤の如く、「抱」「西」などの特殊字母が用いられ、然も特

殊仮名遣の違例を持つもの、即ち工藤氏に従えば平安時代の音韻がそのまま反映し、従って平安時代に増補されたとされるものの中に、どうして「兎ろ」「ろ」は全く古代東国語特有の接尾語や「なふ」(打消助動詞)・「崩岸辺」のような、平安時代の中央語には全く存しない語がそのまま入っているのかと問いたいからである。東国特有語だけではない。「匍ふ」…「匍ほ」、「行くなす」が「行ごのす」とやはり中央語には全く存在しない訛りがなぜそのまま表記されているのか。

又、②は「抱」「提」が用いられているから平安時代に増補されたものと工藤氏はするわけであるが、この歌の中には東国語特有の接尾語を持つ「嶺ろ」、そして「降ろ」「雪」という訛語を有し、①②はA・B・C即ち訛語・東国特有語及び特殊仮名遣の違例の三つが含まれているものである。「なふ」は東歌に於ける語法の中で特に目立つもので、全く東国語特有の打消助動詞で

なふ	未然形	なは③	連用形	なな④ なに①	終止形	なふ⑤	連体形	なへ④ のへ①	已然形	なへ④ のへ①	命令形
----	-----	-----	-----	------------	-----	-----	-----	------------	-----	------------	-----

のように活用するものである（○で包んだ数字は用例数）。

防人歌にも連用形「なな」三例、「なふ」一例見える。

〔おそらく「なは・なひ・なる・なふ・なへ」と活用したもの
で、連用形なひ〕が「なな」「なに」、連体形「なふ」が「なへ」

「のへ」と転訛したものであろう。全体で二三例。B(1)の

三六首の中に五首、四はその中の一首なわけである。

猶四固はいずれも一首の中に六語も方言を含んでいる
もので、ほかに四首、うち二首〔三四八三〕には「西」が
用いられ、仮名遣いも違つて居り、一首は仮名が違つて
いる。東歌で最も多く方言が用いられているのは

諾児ノコなは我わがに恋こひふなも立たと月の流ながなへ（敵）行いけ（家）

ば恋こひしかるなも

三四七六未勸固

で九語の方言が認められるものである。先には六語、こ
こで九語と不用意に言ったが「流らへ」「行け」の二例
存する特殊仮名遣の違例はやはり防人歌におけるそれと
は異なつて、「東国方言の顕現」ではなく「中央におけ
る言語現象の結果」ととらえ、「平安時代以降に属する」
と考え、この一首をも「九世紀以降に増補された」と見
るのであろうか。

「拾ふ」「めり」「しまらへ」などは中央語だから、こ
れらが用いられている歌は平安時代に入って、これらの

語が、中央に於て用いられるようになってからのもので
あるとしながら、全く平安時代中央語にはなかった語が
用いられていても、特殊字母が用いられているから、あ
るいは上代特殊仮名遣が違つているから平安時代に増補
されたとするのは矛盾してはいないだろうか。

東歌圏に属していると言ふべき卷二十の防人歌九三首
の中に延五二例（異語数四一）の特殊仮名遣の違例が認
められる。工藤氏が東歌の「コ」の甲乙を誤つたものが
六例あるとして三四九九以下六首をあげて、この卷十四
の歌のすべてが、奈良時代に成立したという前提に立つ
ならば、東歌に於けるコの両類の混用の説明は、殆ど不
可能である。「防人歌には、オ段音の混用が皆無である
ことを考えあわせれば、その感は一層深まるであろう。」
と述べているが、私は防人歌にはオ列の違例が次に挙げ
るが如くコ・ソ・ト・ノ・ヨに於て五語七例存すると思
うのだが間違つているだろうか。

- 「コ」 乙↓甲 「阿加古比須」〔廣新ひ四・用〕四二一
- 「ソ」 甲↓乙 「須曾」〔根〕四四〇
- 「ト」 乙↓甲 「伊刀」〔いと〕副詞〕四七九・四八一
- 「ノ」 甲↓乙 「之乃布」〔徳ふ〕四・止〕四四七
- 「ヨ」 甲↓乙 「与利」〔より〕格助詞〕四六五・四三七

このように東歌及び防人歌に於け代特殊遣の識別・認

東歌・防人歌における上代特殊仮名遣違例数

	イ段		エ段		オ段					合計				
	キ	ヒ	ミ	ケ	ヘ	メ	コ	ソ	ト		ノ	ヨ	ロ	
東歌	甲			1	1		7				2		11 (9)	50 (38)
	乙													
	甲↓乙↓甲	1			17	12	6	1		1		1		
防人歌	甲	1	3		3	12	1		1		1	2	24 (23)	52 (41)
	乙												28 (20)	
	甲↓乙↓甲	1	4	8	2	10		1		2				
	乙													

() 内の数は異語数

定については工藤氏と私とでは若干のズレがある。立論の基礎になることであるから、ほんとうは全部を挙げ、併せて違例とする根拠を明確に示すべきであるが、既に私に与えられた紙数を遙かに超えているので、数字だけを挙げるにとどめる。

難い発言ではあるが、氏が取り挙げた「だに」以下の語彙・語法と、上代特殊仮名遣の違例についての考察と、

東歌に於ける平安時代の性格を明らかにし、「卷十四に限り、九世紀中頃以降に、本文の大きな増補と整理があった」とする工藤氏の見解は、東歌の研究に長い間かかずらって来た私などには耳の痛い、それだけに貴重なそして有

それに基づく結論には賛成できない。

山口氏は工藤氏の見解に拠り、「西・斯・抱・馬・提」などの仮名字母を含む歌(三六首)と、これに「めり」「がに」など平安時代の語彙・語法をもつ歌を加えた約六〇首が、おそらくは在原業平あたりによって収集され、それが九世紀中頃、菅原道真による万葉集繚緯の際増補されたとするのであるが、頗る疑問である。

むすび

本稿に於てはあらかじめ焦点を二つに絞り、一つは広い、全体的立場から、折角仮名字が発明され広く用い始められた時期に、何で、前時代の、然もその訓み方がわからなくなってしまうものまであるものを、漢字による古い表記法により、新たに増補までして二〇卷四五〇〇首という大部の歌集が編まれなければならなかったか。その必然性も必要性も全くなかったこと。又一つには、「万葉集」には平安時代になって加えられた歌があり、とくに卷十四東歌はその四分の一に当る約六〇首が、おそらくは在原業平あたりが収集したものを菅原道真が万葉集繚緯の際増補したとする主張が、工藤氏の東歌の用字・語彙・語法についての考察に基づくものであると言ふ点から、工藤氏の所説そのものについて反論した。

この二点についても十分意を尽し得なかつたが、更に執筆の機会が与えられているので両氏の謂われる増補とは具体的にどういふことなのかということと関連づけ、又改めて山口氏の万葉集形成論の中核をなす道真の万葉集縁緝説と、謂うところの定家本万葉集に関する問題を中心に、万葉集平安後期成立説に同じ難しとする卑見を述べ、山口氏を始めとする大方の方々忌憚のない御批判を載きたいと願うものである。

〔注〕

- (1) 伊藤 博「十六卷本万葉集——万葉集の構造と成立——」〔澤潟博士 喜寿記念〕万葉学論叢〔記念論文刊行会 昭和四一・七〕六九頁
- (2) 徳田 浄『万葉集成立攷』〔関東短期大学 昭和四二・二〕一三頁
- (3) 大坪併治「片仮名・平仮名」〔岩波講座日本語8 文学〕〔岩波書店 昭和五二・三〕二五四頁
- (4) 山口 博『万葉集形成の謎』〔桜楓社 昭和五八・一〕二二八頁
- (5) 同 右 一六七頁
- (6) 福田良輔『奈良時代東国方言の研究』〔風間書房 昭和四〇・六〕三八五頁
- (7) 工藤博子「万葉集卷十四の語彙・語法における平安時代の性格について」〔春日和男教授退官記念語文論叢〕〔桜楓社 昭和

五三・一二〕一九九頁

(8) 同 右 二〇〇頁

(9) 春日政治『古訓点の研究』〔風間書房 昭和三一・六〕二二九頁

築島 裕『平安時代の漢文訓読語につきての研究』〔東京大学出版会 昭和三八・三〕四七八頁

(10) 前掲(6) 三八五頁

(11) 服部 一枝「古今集の『がに』について」『文学研究試論』創刊号〔昭和五八・一〇〕

(12) 工藤博子「万葉集卷十四に於ける平安時代の性格——用字と上代特殊仮名遣をめぐって——」『語文研究』五

二・五三号〔九州大学国語国文学会 昭和五七・六〕一五五頁

(13) 亀井 孝「方言文学としての東歌・その言語的背景」『文学』一八卷九号〔昭和二五・九〕四二頁